

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 17 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局
型式指定業務指導官

自動車検査証の備考欄における記載事項の誤りに係る取扱いについて

先般、三菱自動車工業株式会社（以下「三菱」という。）が製造している型式指定自動車において、自動車検査証（以下「車検証」という。）の備考欄における記載事項に誤りがあることが確認されました。

つきましては、当該事案に対処すべく、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、貴会会員に周知頂きますとともに、ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、本取扱いにつきましては、物流・自動車局自動車情報課及び自動車整備課に了解のうえ、ご連絡をさせて頂いておりますことを申し添えます。

記

1. 対象車両

車 名 : 三 菱
型 式 : 5LA-GL3W
型式指定番号 : 19898 号
類別区分番号 : 0101～0172
通 称 名 : エクリプスクロス P H E V

2. 誤りの内容

対象車両に自動運行装置は搭載されていないにも関わらず、車検証の備考欄に「自動運行装置搭載車」と記載されている。

3. 対応

(1) 車検証について

対象車両については、車検証の券面及び IC タグに格納されている備考欄から「自動運行装置搭載車」を削除する措置を行っており、次のとおり正しい記載内容の車検証を交付することとしております。

- ① 新規登録するもの及び車検証に係る手続きで新たな車検証が交付されるもの
令和7年3月21日以降
- ② 誤って記載されている電子車検証で車検証に係る手続きを行うもの
令和7年3月26日以降

(2) 問い合わせについて

本事案に関する問い合わせにつきましては、三菱で対応することとしております。

整備事業者等からお問い合わせがあった際におかれましては、以下の連絡先をご案内頂きますようお願いいたします。

【連絡先】

三菱自動車 お客様相談センター

0120-324-860（対応時間：9:30-12:30、13:30-17:00）

<https://www.mitsubishi-motors.co.jp/reference/index.html>

(3) 整備事業者等の対応

対象車両の点検整備につきましては、上記2.のとおり車検証の備考欄が誤っていることから、自動運行装置を搭載していない自動車として取り扱って頂きますようお願いいたします。

(4) 特定記録等事務及び特定変更記録事務について

上記(1)の措置を実施することから、令和7年3月26日以降、特定記録等事務及び特定変更記録事務の業務につきましては、(1)の措置により正しい記載内容の車検証の交付が完了するまで利用できません。

そのため、三菱から三菱の正規販売店及び当該車両の使用者に対し、当該事項について周知することとしております。

ご不明な点につきましては、(2)と同様に三菱へお問い合わせ頂きますようお願いいたします。